

独立行政法人に係る改革を推進するための  
厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に  
伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案  
(中小企業退職金共済法施行令の一部改正関係)  
要綱等について (諮問)

写

厚生労働省発基0314第1号

平成28年3月14日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久

下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

1. 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案要綱（中小企業退職金共済法施行令の一部改正関係）（別紙1）
2. 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱（中小企業退職金共済法施行規則の一部改正関係）（別紙2）
3. 中小企業退職金共済法第四十三条第一項、第四十六条第二項及び第五十五条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する特定業種を定める告示案要綱（別紙3）

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案要綱（中小企業退職金共済法施行令の一部改正関係）

### 第一 中小企業退職金共済法施行令の一部改正

一 共済契約者が中小企業者でない事業主となつたときの取扱い

中小企業退職金共済法（以下「法」という。）第十七条第一項の政令で定める制度に、確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金を追加すること。

### 二 退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等

1 退職金共済事業を廃止した団体から独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）

が受入金額を受け入れた場合において、当該受入れに係る被共済者が退職金共済に関する契約の被共済者であつた期間の月数を上限とする各月数により定まる金額のうち、受入金額の範囲内において月数が最大となる金額については、当該金額の算定の基礎とされた月数を当該被共済者の掛金納付月数へ通算すること。

2 1の受入金額のうち掛金納付月数への通算に係る額を控除した残余の額に対しては、年一パーセントの利率を付与すること。

三 特定業種退職金共済制度のうち厚生労働大臣が指定する業種にあっては、掛金納付月数が十二月以上二十三月以下の被共済者に対しても、一般の中小企業退職金共済制度と同様に、当該被共済者に係る納付された掛金の総額を下回る額を退職金として支給すること。

#### 四 特定業種退職金共済制度間等の通算制度の拡充

1 被共済者が特定業種退職金共済制度間等を移動し通算の申出をした場合等は、原則として当該被共済者の掛金納付月数へ通算すること。

2 1の通算する金額から掛金納付月数への通算に係る額を控除した残余の額を有する被共済者に対しては、一般の中小企業退職金共済制度へ移動した場合は年一ペーセントの利率に厚生労働大臣が定める利率をえた利率、別表第六に係る特定業種（建設業）へ移動した場合は年三ペーセントの利率、別表第七に係る特定業種（清酒製造業）へ移動した場合は年二・三ペーセントの利率、別表第八に係る特定業種（林業）へ移動した場合は年〇・五ペーセントの利率による複利計算をして得た元利合計

額を、それぞれ退職時に支給すること。

五 別表第六に係る特定業種（建設業）に係る特定業種退職金共済契約による退職金額を、年三。パーセントの予定運用利回りに基づき定める額に改定すること。

## 第二 施行期日等

### 一 施行期日

この政令は、平成二十八年四月一日から施行すること。

### 二 退職金に関する経過措置

第一の五の別表第六に係る特定業種（建設業）に係る退職金額の改定は、平成十五年十月一日以降の特定業種掛金納付月数の期間について行うものとすること。

### 三 その他

その他所要の経過措置を規定するほか、関係政令について所要の改正を行うこと。

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱（中小企業退職金共済法施行規則の一部改正関係）

### 第一 中小企業退職金共済法施行規則の一部改正

#### 一 共済契約者が中小企業者でない事業主となつたときの取扱い

1 中小企業退職金共済法（以下「法」という。）第十七条第一項の厚生労働省令で定める要件は、次のいずれにも該当するものとすること。

(一) 中小企業者でない事業主となつたとして退職金共済契約を解除された被共済者の全てが確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者となること。

(二) 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が引き渡す金額の全額が、当該被共済者に係る個人別管理資産（確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。）として一括して払い込まれるものであること。

2 中小企業者でない事業主となつたとして退職金共済契約を解除された者が、当該解除の前から引き

続き確定給付企業年金等を実施している場合も解約手当金に相当する額の引渡しを行うことができるよう所要の規定の整備を行うこと。

## 二 被共済者の転職に伴う退職金の通算制度の拡充

被共済者が、特定退職金共済事業に加入している事業主と一般の中小企業退職金共済制度に加入している事業主との間を移動した場合に退職金に相当する金額を通算することができる申出に係る期間を、被共済者の退職後二年以内から三年以内へと延長すること。

## 三 退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等

### 1 廃止団体に関する事項

(一) 法第三十一条の二第一項の退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるものは、所得税法施行令第七十三条第一項に規定する特定退職金共済団体でなくなつたもの（以下「廃止団体」という。）とすること。

(二) 法第三十一条の二第一項の機構と廃止団体が締結する契約（以下「資産引渡契約」という。）において定める事項は、事業主が引渡金額の引渡しを申し出た場合において、廃止団体は、当該引渡

金額の総額を一括して機構に引き渡すことを約することとする。

(三) 特定退職金共済事業を廃止しようとする団体が資産引渡契約を締結しようとするときは、当該団体が実施する特定退職金共済事業が廃止されることを証する書類等を機構に提出しなければならないものとすること。

(四) 資産引渡契約を締結した場合は、廃止団体は、機構が振込先の預金口座を指定した日から起算して六十日以内に資産移換を行わなければならないものとすること。

## 2 事業主に関する事項

(一) 法第三十一条の二第一項の事業主が機構に行う申出（以下「資産引渡申出」という。）は、資産引渡契約の効力が生じた日から起算して一年を経過する日の属する月の翌月の初日に、従業員ごとの引渡金額及び廃止団体の実施していた退職金共済事業に加入していた月数等を記入した引渡申出書に、当該従業員が引渡金額の引渡しを希望することを証する書類等を添付して行わなければならぬものとすること。

(二) 事業主が、特定退職金共済事業が廃止された後に退職金共済契約を申し込む場合、当該申込みは

、機構に対し、資産引渡申出と同時に行うものとすること。

(三) 資産引渡申出を行つた事業主に対しては、加入促進のための掛金負担軽減措置を適用しないこととすること。

### 3 被共済者の退職金額に関する事項

引渡金額の引渡しに伴い掛金納付月数が通算された場合の退職金額の算定は、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から当該通算する月数分遡つた月に退職金共済契約の効力が生じたものとみなして行うこととすること。

### 四 未請求退職金の発生防止対策の強化

1 事業主が、機構へ退職金共済契約申込書を提出する場合に、被共済者となる者の生年月日を記載するものとすること。

2 共済契約者が、被共済者が退職した旨の届出を機構へ提出する場合に、当該被共済者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。）を記載するものとすること。

# 第一 独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正

## 一 業務上の余裕金の合同運用の実施

機構は、業務上の余裕金の合同運用を実施する場合は、各業務に係る勘定において合同して運用することとした業務上の余裕金を時価により合理的に評価した額を、当該合同して運用する業務上の余裕金の額のうち、当該各業務に係る勘定に属する業務上の余裕金の額として管理すること。

## 二 余裕金の運用の基本方針への記載

機構が、業務上の余裕金の合同運用を実施する場合は、余裕金の運用の基本方針に当該合同運用を実施することを記載しなければならないものとすること。

## 第三 施行期日等

### 一 施行期日

この省令は、平成二十八年四月一日から施行すること。

### 二 掛金月額の増加の促進のための掛金負担軽減措置に関する特例

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律附則第四条第二項本文の規定により掛金月額が五千円未満の額であった場合は、その掛金月額が五千円に増加されるまでの間は、掛金月額の増加の促進のための掛金負担軽減措置を適用しないこととする。

### 三 加入促進のための掛金負担軽減措置に関する経過措置

施行日後に廃止団体から資産移換を行つた事業主が施行日前に退職金共済契約の申込みを行つていた場合は、加入促進のための掛金負担軽減措置が適用されるものとすること。

### 四 その他

その他所要の経過措置を規定するほか、関係省令について所要の改正を行うこと。

中小企業退職金共済法第四十三条第一項、第四十六条第二項及び第五十五条第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する特定業種を定める告示案要綱

第一 特定業種退職金共済制度における退職金の支給要件である特定業種掛金納付月数の期間を、現行の二十四月から十二月へ短縮する業種として厚生労働大臣が指定する業種は、建設業とすること。

第二 この告示は、平成二十八年四月一日から適用すること。